

白衣派聖典における慈悲の諸相

河 崎 豊
(大 阪 大 学)

【0】ジャイナ教と佛教の比較研究の一環として、本稿では白衣派聖典⁽¹⁾の特に seniors における慈悲の概念を検討する。ただ、既に慈悲という語自体が日本語として定着し、何をもって慈悲とするかの厳密な規定は容易でない。そこで安易ではあるが、漢訳語としての「慈」と「悲」の最も一般的な原語であろう *maitrī* と *karuṇā/kāruṇya* を確認し、次にジャイナ教徒が *maitrī* と *karuṇā/kāruṇya* の同義語と看做す語彙のうち、白衣派聖典に用例の多い *dayā* と *anukampā* を考察することで、上記課題を検討したい。

【1】ところで「ジャイナ教と慈悲」で最初に想起されるのは、TS 7.6（空衣派では7.11）が、佛教の四無量心に酷似した行を説く事だろう。白衣派聖典の検討に先立ち、この点を簡単に見ておこう。

【1.1】TS 7.6 の内容は以下の如し：*maitrī-pramoda-kāruṇya-mādhyasthyāni sattva-guṇādhika-kliṣyamānāvineyeṣu* 「有情・徳の勝る者・悩まされている者・教導されざる者に〔夫々〕*maitrī*・*pramoda*・*kāruṇya*・*mādhyastha* を〔修習すべし〕」。ここから、*maitrī*→*sattva*, *kāruṇya*→*kliṣyamāna* という構図が見出せるが、それ以上の情報は引き出せない。そこで次に、諸註釈がどのように本スートラの *maitrī* と *kāruṇya* を説明するかを確認する。

【1.1.1】まず maitrī について TS (U) は (恐らく Āv 4.32 に基づき) 「私は全有情を容赦しよう (kṣame)。私は全有情に容赦してもらおう (kṣamaye)。全有情に対し私には maitrī があり、何にも私に恨み (vaira) はない〔と考えて〕 maitrī を全有情に〔修習する〕」と述べ、maitrī が √kṣam と密接な関係を持つこと、vaira の反対概念であると理解していたことが伺える。また TS (S) は「肥える (√med) のが mitra であり、滑りをもつ (√sneh) という意味」なる通俗語源解釈を示すが、かかる解釈はヴェーダ文献や佛教文献にもあり、⁽²⁾ ジャイナ教に特有というわけではない。次に空衣派系註釈では、SAS が「他者たちの苦の無生起を熱望する (duḥkhānutpattyabhilāṣa) のが maitrī」と規定するが、この理解は Akalaṅka 以降も踏襲される。更に Akalaṅka は RV (ad TS 1.2) で、「一切の生物への maitrī が同情 (anukampā) である」と述べる。故に Akalaṅka に拠る限り、maitrī と anukampā は意味的に重なり合うものがあったこととなる。

【1.1.2】次に kārūṇya について：TS (U) は kārūṇya を「同情 (anukampā) であり悲惨な者への親切さ (dinānugraha)」とする。ここから、kārūṇya が anukampā や dinānugraha の同義語と理解されていたことが分る。更に TS (S) は「karuṇā と ghr̥ṇā と anukampā と dayā と kṛpā と dinānugraha とは同義語 (anarthāntara)」とする。一方空衣派系註釈では、SAS で「悲惨な者への親切的な精神状態 (dinānugrahabhāva)」と説明され、これが後の論者たちにも踏襲される。

【1.2】Umāsvāti は TS 以外にも多数の書を著したとされるが、その中でも真作とされる PRP では、奇妙な事に maitrī は一度も現れず、karuṇa は23偈と106偈に現れるものの、TS の如き特別な意味を担わず、単に「哀れな」という意味の形容詞として使用されるのみである。ただ168偈で

は dayā を用い、「dayā はダルマの根本である。忍耐なき者 (akṣamāvat) は dayā を受け入れない。故に忍耐を最高とする者 (kṣāntipara) は最高のダルマを完成させる」とあり、dayā を教義の根幹と看做した上で、それが √kṣam と密接に関連付く事を示し、ダルマの完成に必須のものと理解している。

【2】さて、上で確認した TS の「四無量心」は白衣派聖典には遡りえない概念とされる。⁽³⁾確かに TS の示す 4 つの組み合わせは白衣派聖典に見出せないが、⁽⁴⁾maitrī や karuṇā といい語が現れないという事ではない。そこで以下では、白衣派聖典の特に seniors で、maitrī / karuṇā が如何なる扱いを受けるのかを検討する。

【2.1】既に指摘されているように、⁽⁵⁾白衣派聖典における maitrī の用例は極めて少ない。各種単語索引から知られる例は(1)Utt 6.2 (2)Utt 29.17 (3)Sūy 1.15.3 (4)Āv 4.32 の 4 つだが、⁽⁶⁾(3)は(1)のそれと平行関係にある為、実質的には 3 例である。以下、それら 3 例を示す：

【2.1.1】Utt 6.2d=Sūy 1.15.3d

jāvant' avijjā purisā savve te dukkhasaṃbhavā / lupanti bahuso mūḍhā saṃsāraṃsi aṇantae // 1 // samikkha paṃḍie tamhā pāsa-jāipahe bahū / appaṇā saccam esejja mettīm bhūesu kappae // 2 //

「智のない人間たち、彼らは全て苦を生み出す者たちである。愚者らは無終の輪廻の中で多くの事に傷つけられる。故に賢者は、多くの、束縛と〔再〕生の道を観察し、自ら真実を探求するべきであり、生物たちに対する maitrī を構築するべきである」

【2.1.2】Utt 29.17

khamāvaṇayāe ṇaṃ bhante jive vi kiṃ jaṇayai? khamāvaṇayāe palhāyaṇabhāvaṃ jaṇayai. palhāyaṇabhāvaṃ-uvaḡae ya savvapāṇabhū-

yajivasattesu **mettibhāvam** uppāei. **mettibhāvam**-uvagae yāvi jīve
bhāvavisohim kāūṇa nibbhae bhavai.

「先生、容赦を乞うという事で生物も何を生み出すのですか？」

「容赦を乞うという事で、歓喜の〔精神〕状態を生み出す。そして歓喜の〔精神〕状態へと近づいているものは、全生類に対し maitrī の〔精神〕状態を生起させる。maitrī の〔精神〕状態へと近づいている生物は〔精神〕状態の純粹さを作った後、恐怖を離れた者となる。」

【2.1.3】 Āv 4.32≈Mnis 1.10.60 ; ĀurPacc (I) 8 ; MahāPacc 7 ; Māc 2.7
khāmemi savvajīve savve jīvā khamamtu me / **metti** me savvabhūesu
veraṃ majjhaṃ na keṇai // 「全生物に私は容赦してもら⁽⁷⁾う。全生物は私
を容赦せよ。全生物に対し私には maitrī がある。私には何にも恨みがな
い。」

【2.1.4】以上の如く、白衣派聖典において maitrī とは、まず生類に対し
て構築するべきものである。また、TS 自註と同じく、maitrī が √kṣam
と関連付けられ、vaira と対概念であることが判明する。更に【2.1.2】
では、maitrī の生じるプロセスを提示 (kṣamāpanatā → prahlādanabhāva
→ maitribhāva → bhāvaviśuddhi → nirbhaya) し、最終的に nirbhaya へ導
かれる過程が示され、maitrī を教義的に位置づけようとする試みが見て
取れる。ただ、用例自体が少ないため、maitrī の厳密な概念規定は困難
であると言わざるを得ない。またこういった用例数の少なさは、白衣派聖
典において maitrī が語彙として定着していない事を如実に示していよう。

【2.2】karuṇā については、筆者が調査した限り、少なくとも seniors に
おいてこれを所謂「悲」の意味で使用することは皆無であり、「哀れな」
「哀れさ」「哀れな声をあげる (karuṇam √stan 等)」という例が専らであ
⁽⁸⁾
る。以下 2 例のみ挙げる：

【2.2.1】 Āy 1.6.1.2 (p. 27, ll. 11-13)

bhañjagā iva saṃnivesaṃ no cayanti, evaṃ p' ege aṇega-rūvehiṃ kulehiṃ jāyā rūvehiṃ sattā **kaluṇaṃ** thaṇanti. 「木々が住まいを捨てない様に、この様にある者たちは多くの形態を持つ家系に生まれ、諸々の色形に執着して哀れな声をあげる。」

【2.2.2】 Sūy 1.2.1.17

jai **kāluṇiyāṇi** kāsiyā jai rovaṃti va puttakāraṇā / daviyaṃ bhikkhuṃ samuṭṭhitaṃ no labbhaṃti na saṃṭhavitṭae // 「[人々が] 諸々の哀れさを露にして [も], 息子を原因にして欺いて [も], 決意している優秀な托鉢修行者を留める事は決して得られない。」

【2.2.3】 尤も、白衣派聖典でも非常に成立が新しいとされる Paṇṇa には、**karuṇā** を所謂「悲」の意味で使用する例が若干見出される—(1)Caus 38: hiṃsāidosasunnā **kayakārunnā** sayambhu-rup-pannā / ajarāma-rapahakhunnā sāhū saraṇaṃ sukayapunnā // 「傷害等の過失を欠き、**kāruṇya** を為し、好みと智慧を自ら生み出し、不老不死の道を踏みしめ、善をよく為す修行者らは帰依処である」；(2)Vīr 17: sacarācarajaṃtuduhattabhattathuyasatta sattumittesu / **karuṇarasaraṃjijyamaṇo** teṇa tumāṃ **paramakāruṇio** // 「動不動を伴う生物たちという、苦に苦しめられている者たちによって信愛され賛美されている者よ！ 敵と盟友に対し、思考が **karuṇā** の情趣に染められているがゆえに、お前 (=ジナ) は最高の **karuṇā** を有する者である。」

【2.2.4】 このように **karuṇā** は殆どの場合「悲」の意味で使用されず、その意味は新層の經典で漸く現れる。故に「悲」の意味での **karuṇā** は、相当地に遅い段階でジャイナ教に導入されたと推測される。

【2.2.5】 白衣派聖典では **maitrī** も **karuṇā** / **kāruṇya** も全く定着してい

ない事が判明した。では、白衣派聖典では慈悲という概念は存在しないのか。

【3】ここでヒントにしたいのは、TS を確認した際に見られた、註釈者たちが maitrī や karuṇā の同義語と看做す幾つかの語彙である。そこでこれらを白衣派聖典中に探索すると、dayā と anukampā の用例が多く見出され、他の語彙は殆ど存在しない事が判明した。そこで以下では、これら二語に絞ってその出現の諸相を検討してみたい。

【3.1】まず dayā についてその諸相を確認する。

【3.1.1】世間／生類への dayā—例えば、(1)Āy 1.6.5.2 (p. 31, ll. 22ff.): oe samiyadaṃsaṇe **dayaṃ** logassa jāṇittā pāṇaṃ paḍiṇaṃ dāhiṇaṃ udiṇaṃ āikkhe... 「活力あり正見ある〔修行〕者は東西南北に亘る世間への憐れみを生み出した後〔教えを〕説くべきであり…」；(2)Das 8.13: aṭṭha suhumāi pehāe jāṇi jāṇittu saṃjae / **dayāhigārī** bhūesa āsa ciṭṭha saehi vā // 「8つの微細な〔生類、⁽¹⁰⁾それらを〕自制者として観察により認識し、生類に対する憐れみを旨とし、お前は立て、座れ、あるいは横たわれ」。これらの表現は、「生類への maitrī」という表現との親近感を感じさせ、maitrī が dayā の同義語と解されていた可能性を示す。dayā と √kṣam を結びつける Utt 5.30ab ...visesam ādāya **dayādhammassa** khantie 「忍耐により憐れみの法の卓越したものを受け入れた後」もこの事を傍証するだろう。

【3.1.2】では「世間／生類への dayā」とは何か。具体的には以下の如き、生物への傷害停止を指すと思われる—Sūy 2.6.45ab: **dayāvaram** dhammā dugunchamāṇo vahāvahaṃ dhammā pasaṃsamāṇo 「憐れみにより優れている法を嫌いつつ、傷害を齎す法を賞賛しつつ」。ここで dayā と vaha が反対概念と理解されていることは明白である。また Painna の

Bhattap⁽¹¹⁾ 93 では、端的に jīvavaho appavaho **jīvadayā** appaṇo **dayā** hoi 「生物への傷害は己への傷害となり、生物への憐れみは己への憐れみとなる」と述べられる。更に白衣派聖典には、dayā を ahimsā の異名 (pajja-vaṇāma) の一つとする箇所もある (Paṇh⁽¹²⁾ 6.3)。指定食 (uddiṭṭhabhatta) の拒否理由に生類への dayā を挙げるのも、根底には不傷害の精神があらう—Sūy 2.6.40 : savvesi jīvāṇa **day’atṭhayāe** sāvajja-dosaṃ parivajjayantā / tassankiṇo isiṇo nāya-puttā uddiṭṭha-bhattaṃ parivajjayanti // 「全生類への憐れみのために罪のある過失を避けつつ、それ（罪のある過失）〔の存在〕を疑う聖仙ナーヤプッタ〔とその弟子〕たちは、指定食を避ける。⁽¹³⁾」

【3.1.3】この様に不傷害に結びつく以上、dayā がジャイナ教で最重要の意味を持つ事は容易に想像されるが、実際 Utt 18.35d に **dayāi** parinivvude 「憐れみにより涅槃した」とあり、dayā が涅槃の要件の一つと看做されている事が分る。故にグルは dayā を教示するべきであり、またかかるグルが供養されると Das 9.1.13 で言われるのだろう : lajjā **dayā** saṃjama-baṃbhaceraṃ kallāṇa-bhāgiṣṣa visohi-ṭhāṇaṃ / je me gurū sayayaṃ aṇusāsayaṃti te ’haṃ gurū sayayaṃ pūyayāmi // 「恥・憐れみ・自制・梵行と、善事の部分を有する者の清浄な立場—〔これらを〕常に私に教示するグルたち、私はそういうグルたちを常に供養する。」

【3.1.4】ではかかる dayā を実践するには何が前提となるのか。Das 4.10 a によれば、それは jñāna だと言われる : paḍhamāṃ nāṇaṃ tao **dayā** 「まずは認識力があり、それから憐れみがある」。この場合何に関する jñāna かが問題だが、註釈は生物に対する jñāna であるとする。⁽¹⁴⁾ 恐らく、生物に対する正確な認識があって初めて生物に対して適切に対処する事が可能である、という事が意図されているのだろう。

【3.2】次に anukampā を検討する。以下に見る如く、anukampā も dayā の同義語として使用される場合があるが、dayā が「生物に対する dayā」をその中心的な用法とするのに対し、anukampā はそれ以外の用法も見出され、意味の住み分けが意図されているようである。

【3.2.1】まず dayā と同じく「生物に対する anukampā」が見出される—(1)Utt 13.32: jai taṃ si bhoge caiuṃ asatto ajjāi kammāi karehi rāyaṃ / dhamme ṭhio **savvapayaṇukampī** to hohisi devo io viuvvī // 「もし君が諸享受物を放棄できないなら、正統な諸行為をなしなさい、王よ。法に立脚し全生類に同情する〔ならば〕その後ここから変化して神となろう」；(2)同 21.13ab: savvehim bhūehim **dayāṇukampī** khantik-khame saṃjayabambhayārī 「全生類に憐れんで同情し、忍耐により耐え、自制している梵行者として」。(1)は王に対する説教⁽¹⁵⁾である事から、生物に対する anukampā は単に出家者だけではなく、世俗の者にとっても実践すべき事柄と考えられていた事が分る。

【3.2.2】生物への anukampā を強調する一方、修行者にかかる anukampā、あるいは修行者同士の anukampā を否定する記述がある—(1)Utt 20.9: aṇāho 'mi mahārāya nāho majjha na vijjai / **aṇukampagaṃ** suhim vāvi kaṃci nābhisamem' ahaṃ // 「大王よ、私は保護者なき者である。私の保護者は見出されない。どんな同情する者あるいは友人にも私は近づかない」；(2)Utt 15.12: jaṃ kiṃ c' āhārapāṇajāyaṃ vivihaṃ khāimasāimaṃ paresiṃ / jo taṃ tiviheṇa **nāṇukampe** maṇa-vaya-kāya-susaṃvuḍe sa bhikkhū // 「他の人々に属する、何がしか種々の飲食食物として生じたものや様々な噛む食物・味わう食物を〔与えられず拒絶された〕その〔ジャイナ僧〕を、意・口・身により防護されている者として〔意・口・身の〕3種により同情しないなら、彼は bhikṣu ⁽¹⁶⁾である」。

(1)から、anukampā はジャイナ教の修行者にとっては与えるものであっても、自ら進んで求めるものではないという観念の存在が予想される。(2)は難解だが、上記の理解を認めるならば、布施を拒絶された仲間の修行者に対する同情が否定されている事となり、修行者同士の「同情の与え合い」が否定されていたと言える。

【3.2.3】この様に seniors では修行者に対し修行者が同情する事が否定されるが、成立が新しい Mnis 2.29.174 では、修行者に対する prāyaścitta 説示の根拠を anukampā に求め、修行者への同情という側面も現れるようになる：goyamā bhaṭṭhasilāṇaṃ dutare saṃsāra-sāgare / dhuvam tam **aṇukampittā** pāyacchitte padarisie // 「ゴーヤマよ、戒を逸脱している〔修行〕者たちにとって輪廻の大海は渡り難い。その〔状態〕に確かに同情した後、滅罪行が示されている」。更に6.8.359では、教化の根拠を anukampā に求める記述があるが、これは seniors を含めた他の白衣派聖典には見られず、注目に値する：jaṃ hiyaṃ savvajagajīvapāṇabhūyāṇa kevalaṃ / taṃ **aṇukampāe** titthayaṛā dhammaṃ bhāsinti avitahaṃ // 「全世界の全生類に益し、唯一の、そういう虚妄ならざる法をティールタ⁽¹⁷⁾ンカラたちは同情ゆえに語る」。

【4】以上を回顧しつつ、若干の問題点並びに今後の課題を述べる。

【4.1】maitrī は白衣派聖典中の用例があまりにも少なく、√kṣam と密接に関連する事、vaira の反対概念と捉えられていた事を指摘し得る程度である。確かに「生物への maitrī」という表現はあるが、この種の表現が極めて少ないという事実は、聖典期のジャイナ教において生命保護は同盟や契約という概念下で実行されるものと理解されていなかった可能性を示唆し、注目される。karuṇā / kārūṇya も、〈悲〉の意味での使用は極めて成立が新しい経典からである。故にこれは本来ジャイナ教にない概念であ

り、非常に遅い段階で導入されたものと推測される。TS が「四無量心」をどこで仕入れたのかについては解決し難いが、白衣派聖典の伝統からと考えるのは、かなり難しい事が判明したと思われる。

【4.2】一方 *dayā* と *anukampā* は *seniors* から多く使用される。数量的には前者が多いようだが、何れにせよこれら二語が白衣派聖典では実質上〈慈悲〉の意味を担う、と理解できる。*dayā* と *anukampā* は同義語と理解される場合もあるが、*dayā* がほぼ「生物全般への *dayā*」という側面で使用されるのに対し、*anukampā* はその対象がより限定される場合もままある事から、意味の差異は意識されているようである。尤も、如何なる基準で住み分けがなされているのかについては必ずしも明確ではない。

【4.3】*maitrī* の用例が少ない以上、*mitra* 及び「友人」を意味する語を包括的に調査する事が今後は必要である。今回扱った他の語についても調査範囲を広げることで、ジャイナ教全体における慈悲の観念（の変遷）が明確化し、上記諸問題点も解明されるだろう。また逆に何故 *maitrī* や *karuṇā* を佛教が術語として採用したのか、という問題も明らかになろう。更に近年では Wiley が指摘した如く、⁽¹⁸⁾ *anukampā* は *sātāvedaniyakarman* と関連し、また TS (U) ad TS 1.2 では正見の特徴として *anukampā* が挙がる。この、ジャイナ教における業と慈悲の関係、正見と慈悲の関係は何れも非常に重要な研究課題だが、⁽¹⁹⁾ 扱い得なかった。今後の課題としたい。

* TS (S) と Mnis の参照にあたり、夫々藤永伸教授と藤本有美博士のご助力を賜り、更に学会発表及び草稿の段階で榎本文雄教授に種々のご教示を賜った。ここに記して深謝申し上げます。

略号

ĀurPacc (I): *Āurapaccakkhāṇa* (I) (JAS 17-1); Āy: *Āyāraṅga* (ed. W. Schubring); Āv: *Āvassaya* (JĀS 15); Isi: *Isibhāsiyāṁ* (ed. W. Schubring);

Utt : *Uttarajjhāyā* (ed. J. Charpentier) ; UttN : *Uttarajjhāyānījuttī* (ed. W. B. Bollée) ; Aup : *Aupapātika* (ed. E. Leumann) ; Caus : *Causaraṇa* (ed. K. R. Norman) ; CausV : Vijayavimala's Comm. on Caus (Āgamasuttāṇi 14) ; JĀS : Jaina-Āgama-Series ; TS : *Tattvārthādhigamasūtra* (ed. M. K. Premchand) ; TS (U) : Auto-Comm.(?) on TS (ed. M. K. Premchand) ; TS (S) : Siddhasena's Comm. on TS (Devacandra Lālabhāi Jaina Pustakodhāra 67 & 76) ; Das : *Dasaveyāliya* (ed. E. Leumann) ; DasC : *Dasaveyāliyacūṇṇī* (Prakrit Text Society Series 17) ; DasH : Haribhadra's Comm. on Das (Āgamasuttāṇi 27) ; Paṇh : *Paṇhāvāgaraṇāṁ* (Aṅgasuttāṇi 3) PRP : *Praśamaratiprakaraṇa* (L. D. Series 107) ; Bhattap : *Bhattaparinnā* (JĀS 17-1) ; Maraṇav : *Maraṇavibhatti* (JĀS 17-1) ; MahāPacc : *Mahāpaccakkhāṇa* (JĀS 17-1) ; Māc : *Mūlācāra* (MJG Prakrit Grantha 19) ; Mār : *Mūlārā-dhanā* (Jīvarāja Jaina Granthamālā 36) ; MJG : Mūrtidevī Jaina Granthamālā ; Mnis : *Mahānisiṭha* (Alt-und Neu-Indische Studien 6 & 10) ; RV : *Rājavārtika* of Akalaṅka (MJG Sanskrit Grantha 10) ; Vir : *Viratthaya* (JĀS 17-1) ; SAS : *Sarvārthasiddhi* of Pūjyapāda (MJG Sanskrit Grantha 13) ; Sūy : *Sūyagaḍa* (JĀS 2-2)

註

- (1) 本稿で言う「白衣派聖典」とは、Mūrtipūjaka Saṅgha の認める45部を指す。
- (2) M. Maithrimurthi, *Wohlvollen, Mitleid, Freude und Gleichmut* (Stuttgart, 1999), p. 48.
- (3) W. Schubring, *Die Lehre der Jainas* (Berlin & Leipzig, 1935), p. 191. 但しそこで挙がる Jacobi の「*Yogasūtra* からの借用」説に問題がある事については、金倉円照『印度精神文化の研究』(培風館, 1944), p. 171f. を見よ。更に本学会で、遠藤康教授は「ヨーガ派における慈・悲・喜・捨の修習」と題する発表を行い、TS が *Yogasūtra* に先行する可能性を考慮する必要がある、と指摘された。なお、空衣派代用聖典では Mār 1690f. にこれらの「四無量心」が見られるが、使用される語は maitrī, karuṇā, muditā, upekṣā である。
- (4) Caus 53 の annesu ya jīvesuṃ **mitti-karuṇ'āi**-goaresu kayam 「そして maitrī や karuṇā 等を活動領域とする他の諸生物に為された……」は注目に値するが、TS と Caus の時代的先後関係の決定は現時点では難しい。更に、CausV (p. 74) が mitti-karuṇ'āi を maitrikāruṇyamādhyasthyāni と説明す

るのも問題が残る。

- (5) L. Schmithausen, *Maitrī and Magic* (Wien, 1997), p. 35.
- (6) (4)は幾つか平行箇所がある(後述)。また前々註も見よ。
- (7) Mnis 以外の平行箇所では khamāmi「私は容赦する」となっている。
Mnis では、60偈は khamāvemi とあるが、続く61偈では khamāmi ahaṃ pi savvesiṃ「私も全てを容赦する」とある。
- (8) karuṇam √ ras : Sūy 1.5.1.25, 1.5.2.12 ; karuṇam √ rud : Maraṇav 585 ; karuṇam √ stan : Sūy 1.5.1.7, 1.5.2.4, 1.5.2.8, 1.5.2.20 etc. この他、Sūy 1.3.2.9 では新発意の出家者が哀れんだ (kāluṇiya) 親族に妨害され、結果的に還俗するという記述がある。
- (9) CausV (p. 70) は samyaktva と説明する。更に Utt 28.16-27 も見よ。
- (10) Das 8.15 を見よ。
- (11) ≈Mār 793.
- (12) また UttN 158 では、dayā, saṃjama, lajjā, dugunchā, achalaṇā, titikkhā, ahiṃsā, hiri が同義語 (egaṭṭhiyā payā) とされる。
- (13) 出家者の食生活の基底に憐れみがある、という概念について、Utt 26.35, 35.10 ; Paṇh 6.7 等も見よ。
- (14) DasC (p. 93) : paḍhamam jivājivāhigamo tato jivesu dayā「最初に生物と非生物に対する理解、次に生物たちに対する憐れみがある」；DasH (p. 139) : prathamam ādau jñānam jīvasvarūpasamprakṣaṇopāyaphalaviṣayaṃ tataḥ tathāvidhajñānasamantaram dayā saṃyamas「prathamam〔即ち〕最初に生物と〔その?〕本性を保護する手段と結果とを対象とする jñāna があり、tatas〔即ち〕かかる種類の jñāna の直後に dayā〔即ち〕自制がある」。この詩節については、L. Schmithausen, “A Note on the Origin of *Ahiṃsā*” *Fs. Minoru Hara* (Reinbek, 2000), p. 274 も見よ。
また、Mnis 3.4 は Das 4.10a を引用し、jñāna から順次生じる美德を列挙して最終的に解脱に至る過程を詳説する。慈悲が jñāna に基づくことは、Māc 5.71 でも言及される。
- (15) Aup 11 にも、Kūṇiya 王に対する形容(理想的帝王として描かれる)の一つとして dayapatta「憐れみに達している」が挙げられる。
- (16) L. Alsdorf, *The Āryā Stanzas of the Uttarajjhāyā* (Wiesbaden, 1962), p. 123 の解釈が妥当と判断し採用した。原文も Alsdorf の校訂による。
- (17) 更に Mnis 5.6 はグルの美德 (guṇa) の一つとして、anukampā 故に弟子に教示する事を挙げる。
- (18) K. L. Wiley, “Views on Ahiṃsā, Compassion and Samyaktva in

Jainism” in : T. Sethia (ed.), *Ahiṃsā, Anekānta and Jainism* (Delhi, 2004), pp. 18-19 ; do., “Ahiṃsā and Compassion in Jainism” in : Peter Flügel (ed.), *Studies in Jaina History and Culture : Disputes and Dialogues* (London & New York, 2006), pp. 441-442.

- (19) 一点だけ述べると、少なくとも白衣派聖典において anukampā（もしくは dayā, maitrī, karuṇā, ghrṇā 等）が samyaktva の特徴であると看做す例は、筆者が調べた限りでは見出せない。Isi 9.18a に sammattaṃ ca dayaṃ c’eva とあり、samyaktva と dayā を併記する例があるのみである。故に TS (U) が何をソースにしてこの概念を盛り込んだのか、あるいは TS (U) の独創なのか、について検討する必要がある。これは TS (U) の authorship に関わる問題でもある。

